

VISA - 特別在留許可申請

与えられた在留期間を超えて日本に滞在している状態を**オーバーステイ**といいます。たとえ1日でも過ぎてしまえば不法滞在ですので退去強制事由にあれば**国外への送還**となります。このような場合でも入管法（出入国管理及び難民認定法）では法務大臣の特別な許可により滞在が許される場合があります。その許可のことを《**在留特別許可**》と呼んでいます。

◎ 法に定められている4つのケース

1. 永住許可を受けているとき
2. かつて日本国民として国籍を有していた場合
3. 人身取引などによって他人の支配下に置かれて日本に滞在していた場合
4. その他法務大臣が特別に在留を許可すべき事情があると認めるとき。

この4番目の《**特別な許可をすべき事情**》とはどのようなものかは、下記 URL のガイドラインを参照ください。

<http://www.moj.go.jp/content/000007321.pdf>

※ 「個々の事案について諸般の事情を総合的に勘案する」とされているため、ガイドラインもあくまでも参考程度にお考えください。

◎ 特に積極的に考慮される点

- その外国人が日本人の子、又は特別永住者の子である場合
- その外国人が日本人又は特別永住者との間に出生した実子を扶養している場合で下記のいずれにも該当する場合
 - その実子が未成年でかつ未婚
 - その外国人がその実子の親権を有している
 - その実子を日本において相当期間同居の上、監護、養育している
- その外国人が日本人または特別永住者と婚姻しており下記のいずれにも該当する場合
 - 夫婦として相当期間共同生活をし、相互に協力して扶助していること
 - 夫婦の間に子がいるなど婚姻が安定かつ成熟していること
- その外国人が日本の初等・中等教育期間に在学し、相当期間日本に在住している実子と同居し、その実子を監護及び養育していること
- その外国人が難病などにより日本で治療を必要としていること、又はこのような治療を要する親族を看護することが必要と認められる者であること

これとは別に**素行が善良でない場合**や**過去に強制退去された事がある場合**などは在留特別許可が難しくなるでしょう。下記 URL の法務省リンクに在留特別許可された事例とされなかった事例が記載されています。

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyukan_nyukan25.html

※ それぞれ個別の事情で結果は変わりますので事例は参考程度にお考えください。